

(新) 飼養動物の安全・健康保持推進事業 10百万円 ( 0 )

自然環境局総務課動物愛護管理室

### 1. 事業の概要

ペットフードの安全確保に関する研究会における検討や調査結果等を踏まえ、ペットの特性に応じたペットフードの選定及び与え方の留意点、ペットの異常の見分け方や対処方法、食餌を通じたしつけの方法など、飼養動物の安全・健康保持に関する一般飼養者向けガイドラインを作成する。

ガイドラインの説明会・講習会等の開催やDVD、パンフレット、ポスター等の普及資料の作成等により、広く国民に主にペットフードを通じた飼養動物の安全・健康の保持等に関する普及啓発を実施する。

### 2. 事業計画

調査等	H20年度	H21年度	H22年度
ガイドライン作成			
ガイドラインの普及啓発等			

### 3. 施策の効果

飼養動物の安全・健康保持に関するガイドラインを作成し、ガイドライン等の普及啓発等を実施することで、飼養動物の健康・安全を確保し、人と動物が共生する社会の実現に寄与する。

### 4. 備考

(事業費内訳)

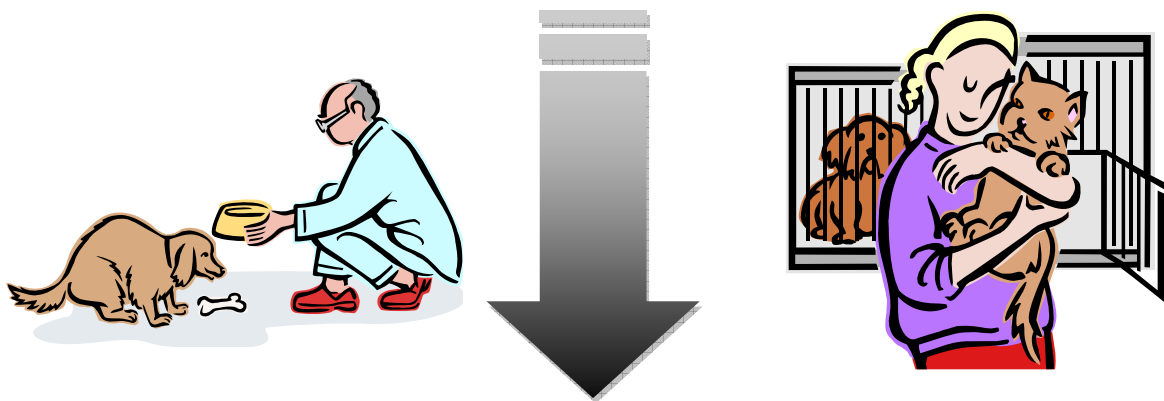
ガイドライン作成 2, 230千円

ガイドラインの普及啓発等 7, 770千円

# 飼養動物の安全・健康保持推進事業

## (背景)

- 海外で有害化学物質が含まれたペットフードによる犬及びねこの死亡事例が発生
- 農林水産省と環境省で「ペットフードの安全確保に関する研究会」を立ち上げ  
→「ペットフードの安全確保に関する法規制の導入が必要」との中間報告
- 飼養動物に係る安全・健康を脅かす要因が増加



## 飼養動物の安全・健康保持に係る飼養者側からの対策の実施

- ◆ 一般飼養者向けガイドラインの作成  
(犬及びねこを主とした飼養動物の健康・安全を保持するためのペットフードの選定・あたえ方、ペットの異常の見分け方や対処方法等を示したガイドラインの作成)
- ◆ ガイドラインの普及啓発等  
(ガイドラインの説明会・講習会等の開催やDVD、パンフレット、ポスター等の普及資料の作成等)